



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2015.11 No.352



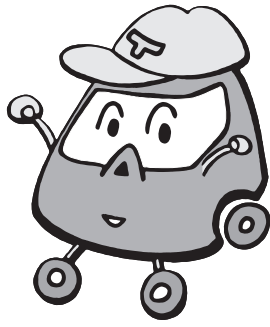
トラッ君スタンプラリー・イベント開催(姫路市大手前公園)

主な記事

- 後退時等の安全確保の徹底について
- 下請取引適正化推進月間の実施について
- 平成27年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 第55回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画
- 2015年度「トラックの日イベント」を開催致しました
- 兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

主な同封物

- 平成27年度第2回運行管理者試験のご案内



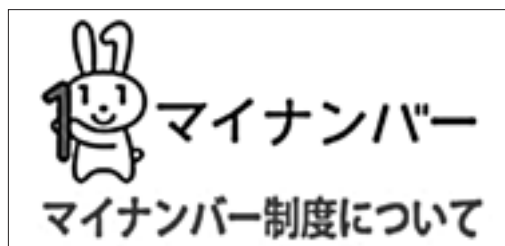
もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通省)後退時等の安全確保の徹底について……………	1
(公正取引委員会 中小企業庁)下請取引適正化推進月間の実施について……………	2
(兵庫県警)貨物自動車運送事業者の適正な運行管理について(依頼)……………	3
(兵庫県)平成27年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱……………	4
窒素酸化物低減のための季節対策について……………	8
○ 全ト協からのお知らせ	
中央近代化基金「激甚災害融資」の実施について……………	9
第55回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画……………	11
○ 事務局からのお知らせ	
2015年度「トラックの日イベント」を開催致しました……………	13
第20回全国トラック運送事業者大会に参加……………	14
平成27年度近畿府県合同防災訓練(関西広域応援実働訓練)が実施されました…	15
第53回兵庫県高圧ガス大会が開催されました。……………	16
兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について……………	17
安全指導12か月 今月の重点管理目標……………	20
○ 陸災防のページ	
平成27年度 技能講習等 実施計画表(予定)……………	22
○ 会員だより……………	24
○ 協会日誌……………	26

マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。

ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





行政からのお知らせ



国土交通省

後退時等の安全確保の徹底について

本年10月3日、徳島県徳島市内の道路において、視覚に障害のある男性と盲導犬が、後退警報装置のスイッチをオフにしたまま後退してきたトラックにひかれて死亡する事故が発生しました。

事業用自動車の運行においては、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた上で、安全確保を徹底することが求められております。

日頃より安全の確保に取り組んで頂いているところですが、今回のような事故を防止するため、下記の点を含めて、後退時等の安全確保を徹底していただきますよう、お願い致します。

記

1. 運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
2. 後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
3. 運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。



下請取引適正化推進月間の実施について

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。詳しくは下のホームページ又は兵ト協ホームページに掲載しております。

公正取引委員会ホームページ

URL:<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/sep/150924.html>

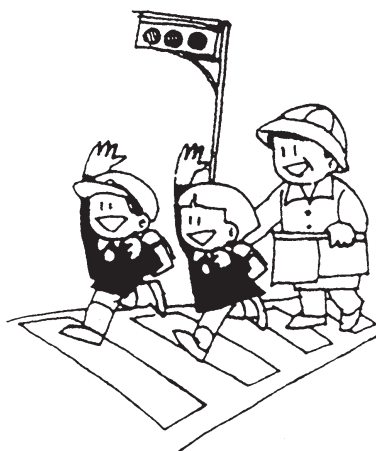
中小企業庁ホームページ

URL:<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/150924ShitaukeGekkan.htm>

(本件に関する問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話03(3581)3375(直通)

中小企業庁事業環境部取引課 電話03(3501)1732(直通)



貨物自動車運送事業者の適正な運行管理について(依頼)

この度、本県警察におきまして、大型貨物自動車等を運行する運送事業者が、高速道路等において、従業運転者の速度違反を容認したことから、運送事業者及び運行管理者等を検挙したところであります。

速度違反を容認して運行させる行為は、重大交通事故の発生に繋がるおそれのある危険な行為であります。

つきましては、この種事案の防止のため、適正な運行管理を図っていただきますようお願いいたします。

担当部署

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

兵庫県警察本部交通部交通捜査課 事件捜査係 (知覧)

電話078-341-7441 (内線5371)

神戸市垂水区名谷町549番地

兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊事件係 (藤本)

電話078-707-6241 (内線242)



兵庫県

平成27年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

年末は、師走特有の気ぜわしさや、忘年会などで飲酒の機会が増えることに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成27年12月1日（火）から同年12月10日（木）までの10日間
（運動初日の12月1日は、「交通安全意識を高める日」）

3 スローガン

やさしさと笑顔で走る兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

最重点

子どもと高齢者の交通安全

重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 夕暮れ時の交通安全

7 運動重点に関する主な推進項目

最重点 子どもと高齢者の交通安全

通学中の児童が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、また、交通事故死者数全体の約半数を高齢者が占めていることから、子

子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

- ◆ 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の推進
- ◆ 通学路等における児童・幼児の安全確保
 - ◎ 安全に通学路を通行するための児童・幼児とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進
 - ◎ 通学・通園時間帯における街頭での児童・幼児に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ◎ 通学路等を通行する車両の運転者に対する注意喚起のための広報啓発の推進
- ◆ 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ◆ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- ◆ 子どもや高齢者に対する思いやりのある運転等の促進
 - ◎ 目前の子どもや高齢者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進
 - ◎ 全ての年齢層に対する交通安全教育の推進による高齢者の特性の認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
 - ◎ 特に、高齢歩行者に対して、道路横断時のルール遵守と安全確認の徹底を図る活動の促進

重点1 飲酒運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、運転者をはじめ、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り、飲酒運転を根絶する。

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの徹底
- ◆ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど飲酒運転をさせないための運転者教育の推進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人

を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動)の推進

重点2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率が未だ低調であることから、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて、使用率が低下する傾向にあることから、幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用を呼びかける。

- ◆ 全ての座席においてシートベルト、又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底

重点3 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)を活用した交通ルール・交通マナーの周知と街頭指導の強化や交通安全教室等による安全利用の推進
 - ◎ 自転車の通行方法(車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側に限られる等)の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ◎ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険性の周知による安全通行の徹底
 - ◎ 夜間における前照灯の点灯の徹底、夕暮れの早めの点灯並びに反射材用品等の積極的な活用の促進
 - ◎ 児童・幼児の乗車用ヘルメット、幼児用座席に幼児を乗車させて運転する際のシートベルト着用並びに幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- ◆ 自転車の点検整備の励行
 - ◆ 車輪の側面への反射器材装着の促進

- ◆ 高齢者のヘルメット着用に対する啓発の促進
- ◆ 自転車保険加入義務化施行に伴う周知徹底

重点4 夕暮れ時の交通安全

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没により視認性が低下し交通事故の多発が懸念されることから、車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の着用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

- ◆ 「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」の広報啓発活動の実施
 - ◆ 各種広報媒体を活用した、ライト点灯推奨時間の周知徹底
 - ◆ 公用車及び推進機関・団体の使用車両による率先垂範した早めのライト点灯の実施
 - ◆ 歩行者・自転車利用者の明るい服装、衣服、履き物等、身の回り品への反射材用品等の着用の促進
 - ◆ 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ◎ 商業施設等高齢者の利用する機会の多い施設周辺における高齢者に対する交通安全指導、保護、誘導活動の徹底

※早めのライト点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時





つづけていこうよ、明日のために…

エコドライブ推進中!

(一社)兵庫県トラック協会

窒素酸化物低減のための季節対策について

○実施期間 平成27年11月1日から平成28年1月31日

○対象地域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町

○内 容

- 暖房用ボイラーの運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。
- 業務用貨物自動車等については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。
- 自家用車の使用については、関係者にできるだけ自粛するよう要請するとともに、電車・バスなど公共交通機関の利用等の促進を図ってください。
- 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）を心がけてください。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

全ト協からのお知らせ

中央近代化基金「激甚災害融資」の実施について

全日本トラック協会では、「平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」で被害を受けたトラック運送事業者の経営安定確保に資するため、今般の災害を当協会の「近代化基金運営要領」に規定する激甚災害と認定し、融資事業を実施します。ご利用の際は、兵庫県トラック協会までご連絡下さい。

公募要綱・申込書類（全日本トラック協会HP）

【URL】http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/saigai_typhoon18_2015.html

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込公募要綱

- 激甚災害名 「平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」
- 公募推薦総枠 3億円
- 推薦対象者 平成27年10月7日付け政令第361号で激甚災害に指定された暴風雨及び豪雨により、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者及びその共同体であって、各都道府県トラック協会（以下「地方協会」という。）に加入し、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）との取引資格のある者
 - (1)平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害により、事務所もしくは主要な事業用資産について全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた者。
 - (2)今次激甚災害により、今後2ヶ月の運送収入又は輸送トン数が、前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者。
- 公募期間 平成27年11月2日（月）～平成27年11月30日（月）
- 申込み先 地方協会を通じ、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）宛申込み
 - （注）本社所在地の地方協会に申し込むこと。
 - なお、被害を受けた事業所等が本社所在地以外の都道府県に所在する場合は、対象激甚災害により被害を受けたことを証明する被災証明書等を提出すること。
- 推薦対象資金 激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金
 - (1)設備資金 （物流施設の整備、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入、その他これらに準ずるもの。）

(2) 運転資金

- 推薦融資の条件
 - (1) 融資限度 個別企業体・共同体とも 3 千万円
 - (2) 融資利率 取扱金融機関の所定の利率による。
 - (3) 償還期間 10年以内。但し、法定耐用年数が10年を下回る場合は、法定耐用年数以内。
車両については 5 年以内。
 - (4) 据置期間 1 年以内
 - (5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

- 利子補給率 個別企業体・共同体とも 年0.4%

- 地方協会から全ト協あて推薦期限 平成27年12月 7 日（月）（全ト協必着日）

- 推薦適否知 平成27年12月14日（月）（通知予定日）

- 取扱金融機関 商工中金の本支店及び商工中金の代理店

- 推薦通知書の有効期限 平成28年 3 月末

- 設備完成報告等
 - ・ 設備完成（購入）後、速やかに設備完成報告（様式7号の2）を提出のこと。報告がない場合には、利子補給を行えない。
 - ・ また、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも購入した事業者の名義にする必要がある。

- 申込書および添付書類 地方協会に備えてある所定の申込書により公募期間内に申し込んで下さい。（申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます。）
 - (1) 融資推薦申込書（様式 1 号）
 - (2) 企業要項 個別企業用（様式 2 号の 1）又は共同体用（様式 2 号の 2）
 - (3) 事業計画書（様式 3 号の 1）……設備資金の場合
 - (4) 激甚災害等に係る被害状況報告書（様式12号）……運転資金の場合
 - (5) 激甚災害等に係る融資に関する念書（様式13号）提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛の提出書類はコピー等別途ご用意下さい。
また、その他融資審査に係る添付書類等は、取扱金融機関からの依頼によって提出して下さい。

- その他 この要綱に定めのない事項は全ト協の近代化基金運営要領及び中央近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

政令第 361 号に定められた激甚災害	
平成 27 年 9 月 7 日から 9 月 11 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	
暴風雨の定義	平成 27 年台風第 18 号によるものをいう

第55回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

平成27年11月16日(月)から平成28年1月10日(日)まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

(1) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

(2) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(3) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

(4) 飲酒運転及び危険ドラッグの根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転及び危険ドラッグの使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、それらによる運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転及び危険ドラッグの根絶を徹底させる。

(5) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地

点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

(6) 交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、交差点における事故防止の徹底に努める。

※ 全ト協ホームページ

URL <http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

(7) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(8) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(9) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(10) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

(11) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(12) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

(13) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

事務局からのお知らせ

2015年度「トラックの日イベント」を開催致しました

10月11日（日）姫路市大手前公園で「トラックの日」広報のため、スタンプラリー、PRイベントを開催し大盛況となりました。

テレビ放送・新聞広告等で参加募集した一般市民600名が姫路城を巡るスタンプ（ウォーク）ラリーに参加し、世界文化遺産を堪能しながら良い汗を流しました。

メイン会場の手前公園では、白バイ乗車体験、大阪ガスによる天然ガストラックPRスタンプラリー、JAFによる子ども安全免許証の作成、2コマ漫画ワークショップ、トラッククイズ大会、ご当地キャラクター写真撮影会、妖怪ウォッチバラエティーショー、ご当地アイドル「KRD8」ミニライブ、ご当地ヒーロー「サムライガー」ショー、なりきりドライバー体験など様々なイベントを通じて多くの方々へ運送業界にまつわる問題とトラック輸送の重要性等をPRし、運送業界に対する理解を深めていただきました。



第20回全国トラック運送事業者大会に参加

10月1日、金沢市の石川県立音楽堂で、第20回全国トラック運送事業者大会が開催され、全国のトラック運送事業者約1400人が参加し、当協会からも15人が出席しました。

分科会では第一分科会「トラック業界の交通安全対策の推進」、第二分科会「トラック業界の人材確保及び育成」の2つのテーマで活発な議論がされました。

記念講演では、「おもてなしの心で世界をねらう」をテーマに株式会社加賀屋代表取締役相談役 小田禎彦氏が外国人客との関わりやおもてなし、サービスについて講演されました。

その後、8項目の大会決議を満場一致で採択し、参加者全員でガンバローコールを行い、業界一丸となって難局を突破していくことを誓いました。

大会決議

- 一 荷主との協働による長時間労働の縮減
- 一 高速道路料金における大口・多頻度割引最大50%の恒久化
- 一 参入基準の厳格化等規制緩和の見直し
- 一 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 一 原価管理に基づく適正運賃の収受
- 一 適正化事業の推進による法令遵守の徹底
- 一 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進
- 一 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立



平成27年度近畿府県合同防災訓練 (関西広域応援実働訓練)が実施されました

日 時 平成27年10月18日(日) 6時40分～10時30分

場 所 兵庫県災害対策センター～京都府1次物資拠点(大倉産業(株)倉庫(京都府宇治市))
～宇治市、城陽市、久御山町の各2次物資拠点

訓練想定 平成27年10月18日午前6時30分、京都府南部を震源とする直下型大規模地震が発生し、京都府内では最大震度6強の揺れを観測し、宇治市・城陽市・久御山町に甚大な被害を及ぼした。

京都府は、多くの避難者の発生が予想されることから、被災市町に開設された避難所に緊急物資を届けるために、被災市町からの要請物資をとりまとめ、関西広域連合(援助府県市)に対して支援物資に要請を行い、又、京都市は、京都倉庫協会に対し、支援物資の受け取り場所(1次物資拠点)として想定する大倉産業(株)(宇治市)を活用することを要請するとともに、専門家の派遣を要請。

京都府から支援物資の要請を受けた関西広域連合構成府県および連携県は、調達した物資を各府県のトラック協会等の協力により、1次物資拠点である大倉産業(株)まで搬送し、集積所管理者に引き渡し、支援物資を仕分け、梱包、積み込みをして2次物資拠点へ搬送。

兵ト協の訓練概要

兵庫県からの要請を受け兵庫県災害対策センターで、兵庫県職員と乳児用おむつ30ケースを積み込み、県職員を同乗して大倉産業(株)倉庫まで搬送・荷卸する。

兵ト協からの参加車両 1台 (株神戸急配社)



第53回兵庫県高圧ガス大会が開催されました。

平成27年10月20日兵庫県公館に於いて高圧ガス関係者が約300名集い第53回兵庫県高圧ガス大会が開催されました。参加者は県民が安全で快適な生活を守るため、企業責任の重大性を再度認識し高圧ガス災害を決して起こさないとの決意を新にしました。

大会では、兵庫県から高圧ガス災害防止のため永年にわたり高圧ガスの保安に関し尽力し顕著な功績を上げた保安功労者に対しての表彰があり、当協会のタンクトラック部会 部会長である福本正昭氏(中日本マルエス株式会社)が井戸敏三兵庫県知事より知事表彰を授与されました。

又、福本正昭氏は、「大会宣言」を代表で朗読されました。



兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
② 履歴書（様式2）
③ その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。

3. 提出期限 平成28年1月15日（金）

4. 表彰の種類及び推薦資格

(1)「感謝状」

- ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
- ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。

※年数及び年齢の計算起点は、平成28年5月1日とします。

(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。

(2)「表彰状」

- イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。

- 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
- その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
- 運転者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。

(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。

- 本会または本会支部の職員

本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。

※年数及び年齢の計算起点は、平成28年3月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

㊟

1. 事業所の住所 名 称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職・ <small>ふりがな</small> 氏名 生年月日	
3. 推せん順位	
4. 推せん理由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名)

(連絡先)

※所属支部へご提出下さい。

＜運行管理者の皆様へ＞

安全指導12ヶ月

巡回指導の際に、運行管理者の方から「ドライバー指導をする上で、その季節・時期に応じた話のネタ探しに苦勞している。」とお聞きしています。そこで、**安全指導12ヶ月**を12回に亘って連載します。運転者指導の参考として下さい。
(兵ト協・適正化事業部)



November

3日文化の日 15日七五三
第3日曜日:世界道路交通犠牲者の日
23日勤労感謝の日

★安全指導・活動例

- 1 () 踏切事故防止キャンペーン
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()
- 5 ()
- 6 ()
- 7 ()
- 8 ()
- 9 ()
- 10 () 歩行者横断事故事例の検討会
- 11 ()
- 12 ()
- 13 ()
- 14 ()
- 15 ()
- 16 () 正しい運転 正しい積込運送 (毎年1月10日まで)
- 17 ()
- 18 ()
- 19 ()
- 20 ()
- 21 ()
- 22 ()
- 23 ()
- 24 ()
- 25 () 積り落下防止の徹底
- 26 ()
- 27 ()
- 28 ()
- 29 ()
- 30 ()

今月の重点管理目標 — 荷物事故の防止 —

1 手抜き養生は 荷崩れ事故を誘発

年末の繁忙期が訪れる前に荷の養生の重要性について再確認しておきましょう。
養生が甘いと、長距離の運行では荷崩れを起こし荷物の破損事故を起こしたり、荷が路上に転落する恐れがあることを指導します。



●首都高速、阪神高速だけでも 年間約5万件の落下物が!

- 落下物ワースト3 (NHK NEWSLINE)
1. プラスチック・ビニール・布類 (毛布/シート類)
 2. 自動車部品類 (タイヤ、自動車付属品等)
 3. 木材類 (角材、ベニア等)



落下物は 落とし主の責任です。毛布、シート類、ベニア、養生材の転落にも注意しましょう。

阪神高速年間2万5千件 首都高速年間2万6千件

事故事例に学ぶ

積載物が落下し対向車の乗員2名が死亡

2012年、広島県の国道で大型トレーラーの荷台から鉄板15枚が落下し乗用車を直撃、乗用車の男性2名が死亡しました。
鉄板30枚をワイヤ1本で縛っただけの不適切な積載方法で運転、重量車の無許可運行もあり、運転者だけでなく運送会社の社長も有罪判決を受けました。



教訓 積付けの強度計算等を徹底し 正しい積載・固縛方法を守る

2 早めの点検で 荷崩れ、落下事故を 防ごう

しっかり固縛したつもりでも、路面状態が悪いと震度7に近い振動が車体にかかり、長距離走行中に荷の固縛が緩むことがあります。

定期的にロープなどの固縛状況や荷の状態をチェックさせましょう。



高速道路は2時間ごと、一般道路は4時間ごとに点検

3 出発前に積荷の高さと 高さ制限を意識させよう

積荷の高さを意識していないと、コンテナを鉄道の高架に当たったり、荷主の構内で配管を破損させる危険があります。

出発前に積荷や車体の高さを意識させるように習慣づけ、高さ制限のある通行禁止経路について再確認しておきましょう。



事故防止の ヒント

アオリ乗り、 ヘリ歩きは厳禁

荷役作業中、荷台のアオリの上に乗ったり荷を整えるため狭いヘリの上を歩いたりすると、転落事故を起こす危険があります。移動式プラットフォーム等を使用して、安全に作業させましょう。



出典:運行管理者のための
安全指導12か月¹⁹
(シンク出版株式会社)



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 平成27年度 技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習 (各回 2日間)

講師氏名 (学科) 上野勝司、吉永良一、村上光三

		実施日時		講習科目 (時間)	種類	実施場所
第3回	H28 2月	17日(水)	9:00 ~ 17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1) 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総会館 (神戸市)
		18日(木)	9:00 ~ 17:00			

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成27年10月14日現在)

H27・9・18	株式会社ショーゼン	27,865円
H27・10・13	門上建設株式会社	3,423円
H27・10・14	株式会社三陸	1,499円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号 01170-6-54803
○□ 座 名 一般社団法人 兵庫県トラック協会募金係

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成27年9月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日	78.40	80.90	91.93	92.00
出 光	79.06	86.37	98.00	91.00
J エ ナ ジ ー			91.00	109.78
コ ス モ	77.58	83.10	90.00	90.60
昭 和 シ ョ ー ル	76.10	110.00	81.70	
モ ー ビ ル	79.48			
エ ッ ソ	77.47	81.00		98.50
三 井	76.80			
そ の 他	77.79	85.23	85.31	86.88
総 計	78.00	85.69	89.97	92.25
27 ／ 8	全国平均	82.41	調査なし	91.67
	近畿平均	81.43		91.90

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成26年10月	114.67	119.06	124.51	127.20
平成26年11月	110.00	115.79	120.96	123.95
平成26年12月	105.81	112.47	117.67	120.98
平成27年1月	95.64	104.18	108.58	111.13
平成27年2月	82.24	89.21	97.08	102.49
平成27年3月	83.21	88.76	94.33	97.86
平成27年4月	86.68	91.67	95.28	101.22
平成27年5月	87.85	92.62	97.59	99.39
平成27年6月	89.26	92.86	96.45	100.81
平成27年7月	92.56	95.80	99.26	103.19
平成27年8月	88.26	93.02	98.55	101.02
平成27年9月	80.73	89.65	92.81	95.69
平成27年10月	78.00	85.69	89.97	92.25
年 間 平 均	91.92	97.75	102.54	105.94

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
27.10.20	西播	一般 利用	NYトレーディング(株)	山 地 圭 一	〒674-0051 明石市大久保町大窪660-11 TEL 078-203-4908 FAX 078-203-4908

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
27.10.22	東部	一般	(有) 森 常	川 口 史
10.31	丹有	一般	エス・トランスポート(株)	小 椋 博 之

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
27.7.9	113	代表者	(株)西脇急配社 山 口 昇	山 口 智 弘
10.5	155	代表者	(有)丸福運送店 名 倉 昭 平	杉 本 圭 也

* * *

事務局からのお知らせ

下記のとおり新規採用者がありましたのでお知らせいたします。

人事異動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

平成27年11月1日付

発 令 事 項	氏 名	備 考
適正化事業部係員	高 橋 豪	新規採用

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（一社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
10・1	第20回全国トラック運送事業者大会 自動車関係団体連絡会	ANAクラウンプラザホテル 金沢 自動車会館	11・5	第51回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 神戸港港湾BCP策定委員会	横浜新都市ビル (横浜市) 神戸市役所
2	不当要求防止責任者講習	兵庫 県立 のじぎく会館	6	引越管理者講習	兵ト協
3	兵青協「京ト協青年協議会設立30周年記念式典」	ウエスティン都ホテル 京都		タンクトラック部会「研修会」	姫路 安全 スクール
7	兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会	パレス神戸 階		物流セミナー	ANAクラウンプラザホテル 神戸
9	近ト協 理事会 平成27年度兵庫労働安全衛生大会	ホテルグランヴィア大阪 20階「鶴寿」 赤穂市文化会館 ハーモニーホール		第25回 トラック協会女性経営者交流会	大阪マリオット 都ホテル
11	トラックの日イベント	大手前公園 (姫路市)	7	全ト協青年部会「中部ブロック大会」	グランドホテル浜松 (静岡県浜松市)
13	大阪湾・播磨湾排出油等防除協議会 図上訓練 本部・支部事務局長連絡会議 巡回指導結果報告定例会議	神戸 第2地方合同庁舎	9	平成27年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式 整備管理者選任後研修	運輸局 姫路 市 勤労市民会館
14	タンクトラック部会「役員会」 近畿ブロック適正化事業指導員研修会 労働安全・衛生委員会	兵ト協 大ト協 全ト協	10	運輸安全マネジメント認定セミナー 近ト協 幹事会 自動車関係団体連絡会	兵ト協 大ト協 自動車会館
15	コンプライアンス小委員会	兵ト協		近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協
16	荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会 全ト協青年部会「北陸信越ブロック大会」	兵ト協	11	平成27年度第2回はい作業主任者技能講習会 第24回暴力団追放兵庫県民大会	兵ト協
17	第5回兵庫県警察白バイ安全運転競技大会	兵庫県警察本部 交通部運転免許試験場	12	三木会 平成27年度トラック業界の要望を実現する会	兵ト協
18	関西広域防災訓練	京 都 府 (宇治)	13	平成27年度第2回はい作業主任者技能講習会 交通事故防止大会	兵ト協
20	兵青協 視察・交流事業「ヤマトスーパーワークス神戸工場」への視察 神戸マラソン実行委員会 平成27年度第2回総会 運輸安全マネジメント認定セミナー	ヤマトオートワークス西 スーパーワークス神戸工場 兵庫県公館	14	食品部会「情報交換会」 兵青協 HOT21「定例会」	兵ト協 神戸 仙 関 区 城 崎 「民宿よしおか」
21	第53回兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館	16	正しい運転明るい輸送運動 運送契約書面化推進セミナー	兵ト協
22	全ト協 重量部会 全国実務担当者研修会 全国道路利用者会議第65回全国大会 海コン役員会	全ト協 新 潟 県 湯 沢 会 館	17	兵青協 KTS「正副会長会議・各府県正副研修会」 全ト協 TV 会議システム利用の「特車講習会」 運送契約書面化推進セミナー	兵ト協 西 部 研 修 セ ン タ ー
	第2回全ト協青年部会全国代表者協議会 取扱部会「役員会」	全ト協 兵ト協	18	全ト協「引越部会」 平成27年度 兵庫支部・西神戸支部合同研修会	兵ト協 エスタシオン・テック (神戸市中央区)
23	兵庫県交通対策委員会踏切部会	兵 庫 県 中央労働センター	19	環境と物流を考えるフォーラム	兵ト協
24	第47回全国トラックドライバーコンテスト	茨城県・東京	20	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部
26	兵ト協常任理事会総務委員会合同会議 兵青協「第4回評議員会」	兵ト協 兵ト協	21	西播磨貨物運送事業協同組合研修会	ホ テ ル 日 路 航 姫
27	交付金についての県要望、政党への28年度税制改正予算要望	県 各 党 兵 庫 県 支 部	26	苦情対応小委員会 整備管理者選任後研修	兵ト協 和 田 山 ジュビターホール
28	平成27年度秋の花と緑を愛でる会(兵庫県) ドライバー採用定着成功事例セミナー 平成27年度適正化指導員永年功労近畿運輸局長表彰式	淡路夢舞台、 国営明石海峡公園 西 部 研 修 セ ン タ ー	27	重量・鉄鋼部会「平成27年度 研修会」 全ト協青年部会「中国ブロック大会」	兵ト協 ホ テ ル モ ン ト レ 神戸
29	兵ト協 理事会	兵ト協	30	災害支援物資輸送に係るワークショップ 過積載防止連絡会議	兵庫陸運部
30	ひょうご安全の日推進県民会議総会 交付金についての県要望、政党への28年度税制改正予算要望 整備管理者選任後研修 全ト協青年部会「四国ブロック大会」 — 11月の予定 —	県 民 会 館 県 各 党 兵 庫 県 支 部 兵ト協 ホ テ ル 日 航 高 知 旭 ロイヤルホテル(高知)	12・1	年末の交通事故防止運動	
11・1	危険物荷卸し時相互立会い推進全国一斉キャンペーン 神戸市違法駐車等追放強化運動	兵ト協	3	全ト協 常任理事会	第 一 ホ テ ル 京 東
5	安全・安心の道づくりを求める全国大会 トレーラの適正な使用等に係る研修	日比谷会堂 (東京都)	7	運輸事業の安全に関するシンポジウム2015	メ ル バ ル ク 阪 大
		兵ト協	9	人権啓発研修会	自動車会館
			10	近畿地区物流政策懇談会	
			11	整備管理者選任後研修	兵ト協
			14	トラック運送事業者のための人材確保セミナー	大 阪 国 際 阪 新 阪 急 ホ テ ル
			18	災害支援物資輸送に係る机上訓練	兵ト協